

83 まるやま け ちゅうせいもんじょ
丸山家中世文書



写真1



写真2



写真3

指 定 市有形文化財 昭和58年3月25日
所在地 田 口
所有者 丸山 楨太

丸山氏所有の中世文書3通で、何れも天正年間（1573～1591）の文書である。

写真1 依田（芦田）信蕃が、春日の山城に據^{こも}っていた当時の天正10年（1582）9月、丸山左衛門太良に宛てた文書で、おおむね次のような内容のものである。

佐久郡が全部自分の思うようになったならば、お前を大工の棟梁にして、郡中の大工を皆その配下にさせる。なお知行として50貫文を与えるであろう。

写真2 松平康国（依田信蕃の子）が、小諸在城当時の天正13年（1585）7月、丸山左衛門太良に宛てた定書で、次のような内容である。

細工のたしなみが殊勝であるから、田口郷御庵分のうち30貫文を与える。今後自分自身の奉公はもとより、脇からも大工を求めますます細工に励むこと。

本文書は、写真1とともに、丸山左衛門太良が、いかに偉大な大工であったかが推察できるものである。

写真3 この定書は小諸在城の松平康国が丸山内匠助に宛てたものである。中世末から近世にかけて貸と借の混用があり、この「借」は「かす」の意味である。この文章の後半は「もし番匠用所の由、誰人相頼むと雖も借（貸し）置くべからざるもの也（もし番匠が必要だと、誰人が頼んでも大工を貸してはいけない）」の意である。

文章の大意は「郡中の大工を全部、今度の家造りに使う。ほかへ貸してはいけない」ということである。